

## 高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」試行要領（水道工事編）

※水道工事とは「水道施設整備費に係る歩掛表」を適用する工事

### （趣旨）

第1条 この要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、高知市上下水道局が発注する水道工事において、現場閉所により4週8休を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」と技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日を確保する「週休2日交替制モデル工事」を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

### （対象工事）

第2条 高知市上下水道局が発注する水道工事のうち、発注者が指定した工事（以下「発注者指定型」という。），又は発注者が週休2日制モデル工事と定めた工事のうち、受注者から請求があった工事（以下「受注者希望型」という。）を対象とする。

また、週休2日交替制モデル工事については、社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事等）で現場閉所ができない場合、又は受注者から週休2日交替制モデル工事で実施する旨の申出があった場合（別紙2－1参照）において、発注者が適当と認めた工事を対象とする。

ただし、以下に該当する工事については対象外とする。

- (1) 現場施工日数が7日未満の工事
- (2) 工期や作業工程に制約がある工事

### （対象期間）

第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成までの期間とする。また、週休2日交替制モデル工事においては、施工体制台帳上の元請及び下請の工期（工事着手日から工事完成日までの期間）とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

### （休工日の確保）

第4条 休工日の確保は、次に掲げる内容とする。

- (1) 週休2日制モデル工事

ア 受注者は、工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点

検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。

イ 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休（水道工事の受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。）も週休2日制モデル工事として認めるものとする。

ウ 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休（水道工事の受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。）も週休2日制モデル工事として認めるものとする。

## （2）週休2日交替制モデル工事

受注者は対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休（4週6休及び4週7休を含む。）以上の休日確保を行ったと認められる状態にしなければならない。

### （実施方法）

第5条 発注者は、対象工事の実施にあたって、特記仕様書に週休2日制モデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、工期については現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定する。

2 受注者希望型の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要書」（別紙2及び別紙2-1参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。

なお、週休2日制モデル工事及び週休2日交替制モデル工事を実施しない場合においても、前項で設定した工期は変更しないものとする。

3 受注者は、施工計画書の提出時に対象工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議するものとする。

4 受注者は、対象工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。（別紙3参照）

5 対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。

## （1）週休2日制モデル工事

ア 受注者は、第4条(1)イの規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面で提出するものとする。

イ 受注者は、第4条(1)ウの規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面により発注者に報告するものとする。

ウ 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。

エ 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指

示等は行わないものとする。

(2) 週休2日交替制モデル工事

ア 受注者は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体

制や休日確保状況を証明する方法を具体的に記載する。

イ 受注者は、技術者及び技能労働者が休日を確保したことが確認できるように工  
事日誌等と併せて技術者及び技能労働者ごとの休日が確認できる資料(別紙5参  
照)を作成し、発注者に提出するものとする。

ウ 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日に作業が発生するような指  
示等は行わないものとする。

**(経費の負担)**

第6条 対象工事ごとの経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 週休2日制モデル工事

ア 発注者指定型にあっては、別紙4に掲げる4週8休の補正を行った上で発注する  
ものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請  
負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

イ 受注者希望型にあっては、施工後、現場の閉所状況に応じ、別紙4に掲げる補正  
分を増額して契約変更を行うものとする。ただし、工事着手前に週休2日制モデル  
工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。

なお、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休  
日）を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。

(2) 週休2日交替制モデル工事

ア 発注者指定型にあっては、別紙4に掲げる4週8休の補正を行った上で発注する  
ものとし、施工後に技術者及び技能労働者の休日確保の達成状況を確認し、4週8  
休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うもの  
とする。

イ 受注者希望型にあっては、施工後、技術者及び技能労働者の休日確保の状況に応  
じ、別紙4に掲げる補正分を増額して契約変更を行うものとする。ただし、工事着  
手前に週休2日交替制モデル工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。

**(工事成績評定)**

第7条 対象工事のうち4週8休を達成した工事については、「創意工夫」の「その他」  
項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても減点は行わない。

2 発注者指定型において4週8休が達成されなかった工事、及び受注者希望型におい  
て4週6休、4週7休又は4週8休が達成されなかった工事の「工程管理」に関する  
評価項目は、工期設定を週休2日制モデル工事（4週8休）が適用できる工事日数と

していることを踏まえて評価するものとする。

**(アンケート調査等)**

第8条 発注者が対象工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

**(その他)**

第9条 対象工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

**附則**

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

**附則**

この要領は、令和6年8月1日から施行し、同日以降に積算を行う工事に適用する。

## 別紙1

### 第〇条 「週休2日制モデル工事」の実施について（■■型）

本工事は、「週休2日制モデル工事」試行要領(水道工事編)における「■■型」の対象工事である。詳細については、下記に掲載する同要領を参照すること。

高知市上下水道局技術監理課ホームページ

（<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/197/>）

なお、発注者指定型にあっては、発注時において労務費等を補正済みであり、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合には、当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。受注者希望型にあっては、発注時における労務費等の補正は実施せず、現場閉所の達成状況に応じて当該補正分を増額して変更契約を行うものとする。

※1 ■■には、『受注者希望』又は『発注者指定』のいずれかを記入すること。

※2 契約後(工事着手前)に、発注者が週休2日交替制モデル工事を適当と認めた工事については、『週休2日制』を『週休2日交替制』に替えて、変更契約時に記入すること。

## 週休2日制モデル工事 受注者希望型の場合

係		係 長		課長補佐		工事課長	
---	--	-----	--	------	--	------	--

## 工事条件変更等確認要求書

令和〇年〇月〇日

高知市上下水道局

課長様

(受注者) ○○建設株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

高知市工事請負契約書第18条第1項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。

1 工 事 名	○○○○○配水管布設替工事
2 工 事 場 所	高知市〇〇町
3 工 期	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日
4 変 更 事 項	高知市工事請負契約書第18条第1項第4号による。 具体的な事項(必要に応じて図面、写真を添付して説明すること。) 特記仕様書第〇条の規定により「週休2日制モデル工事」を実施したいので、確認をお願いします。

うえのことについては、次のとおり措置してください。

令和〇年〇月〇日

(受注者) ○○建設株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 様

高知市上下水道局

課長 印

5 変更事項に対する措置方法(図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く。)

上記事項について適切と認めますので、施工計画書提出時にモデル工事に対応した工程表を監督職員に提出してください。

注 受注者は「変更事項」までを記入したものを工事監督職員に2部提出する。

工事監督職員は、記入事項を確認のうえ「変更事項に対する措置事項」を回議、押印のうえ受注者に1部送付し、それぞれ相手方押印のあるものを1部づつ保管する。

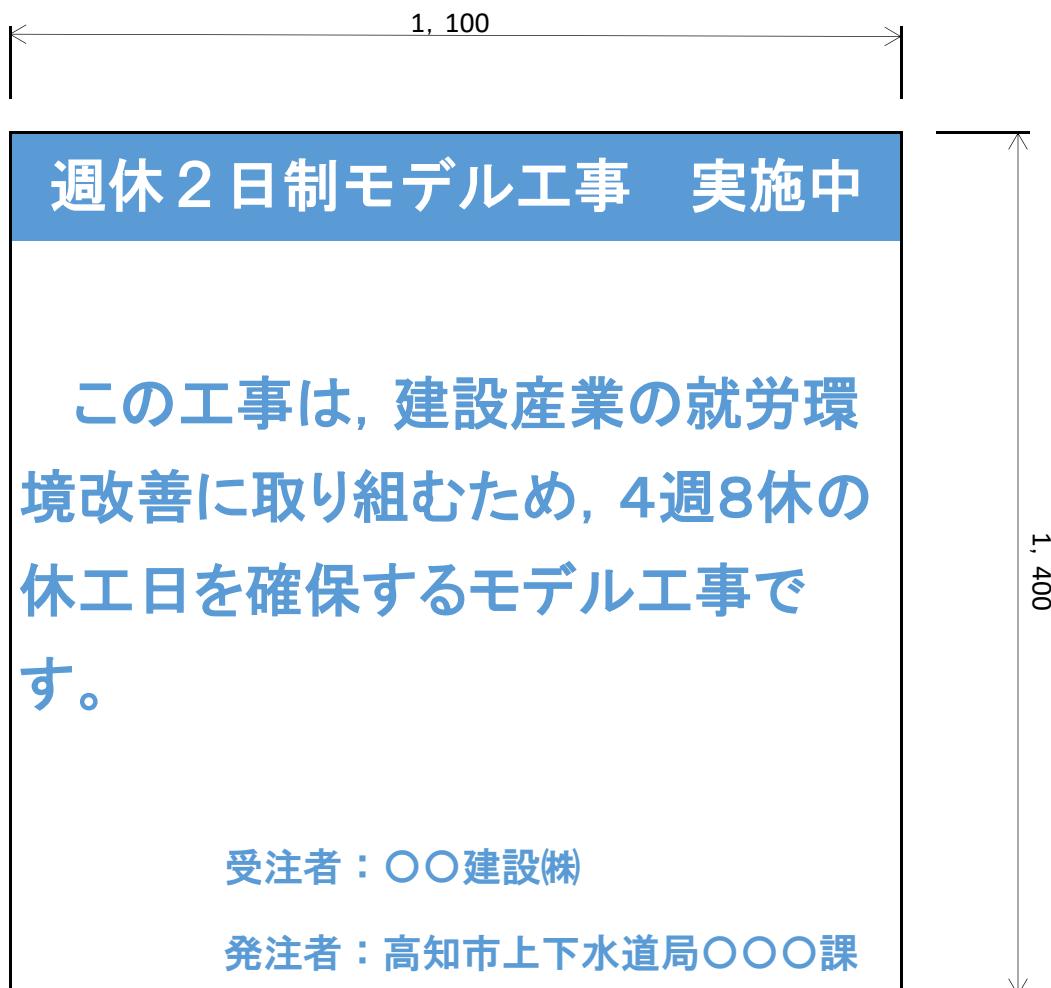
週休2日交替制モデル工事の場合

係		係 長		課長補佐		工事課長	
<h2>工事条件変更等確認要求書</h2>							
令和〇年〇月〇日							
高知市上下水道局		課長様					
(受注者) ○○建設株式会社							
代表取締役 ○○ ○○ 印							
高知市工事請負契約書第18条第1項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。							
1 工事名	○○○○○配水管布設替工事						
2 工事場所	高知市〇〇町						
3 工期	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日						
4 変更事項	高知市工事請負契約書第18条第1項第4号による。 具体的な事項(必要に応じて図面、写真を添付して説明すること。) 特記仕様書第〇条の規定により「週休2日制モデル工事」とされているところですが、…(理由を記載)…ため、「週休2日交替制モデル工事」を実施したいので、確認をお願いします。						
うえのことについては、次のとおり措置してください。							
令和〇年〇月〇日							
(受注者) ○○建設株式会社							
代表取締役 ○○ ○○ 様							
高知市上下水道局				課長 印			
5 変更事項に対する措置方法(図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く。)							
上記事項について適切と認めますので、施工計画書提出時に週休2日交替制モデル工事に対応した工程表を監督職員に提出してください。 (変更の必要性が認められない場合:上記事項について適切と認められませんので、特記仕様書に記載のとおり、施工計画書提出時に週休2日制モデル工事に対応した工程表を監督職員に提出してください。)							

注 受注者は「変更事項」までを記入したものを工事監督職員に2部提出する。

工事監督職員は、記入事項を確認のうえ「変更事項に対する措置事項」を回議、押印のうえ受注者に1部送付し、それぞれ相手方押印のあるものを1部づつ保管する。

(掲示例)



※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。

※交替制モデル工事の場合は、「週休2日交替制モデル工事」と表示するなど、「交替制」であることを明示する。

※上記は掲示例であり、看板のサイズや文面を指定するものではない。

週休2日制モデル工事及び交替制モデル工事における経費等の補正係数について

		補正係数 ※括弧書きは交替制モデル工事での補正係数		
		【受注者希望型】		【発注者指定型】
		4週6休以上 7休未満※2	4週7休以上 8休未満※3	4週8休以上※4
労務費※1		1.01 (1.01)	1.03 (1.03)	1.05 (1.05)
機械経費（賃料）		1.01 ( - )	1.03 ( - )	1.04 ( - )
共通仮設費		1.02 ( - )	1.03 ( - )	1.04 ( - )
現場管理費		1.03 (1.01)	1.04 (1.02)	1.06 (1.03)
市場単価 (土木工事標準積算基準)	鉄筋工	1.01 ( - )	1.03 ( - )	1.05 ( - )
	ガス圧接工	1.01 ( - )	1.02 ( - )	1.04 ( - )
	インターロッキングブロック工	設置 1.00 ( - )	1.01 ( - )	1.02 ( - )
		撤去 1.01 ( - )	1.03 ( - )	1.05 ( - )
	防護柵設置工 (ガードレール)	設置 1.00 ( - )	1.01 ( - )	1.01 ( - )
		撤去 1.01 ( - )	1.03 ( - )	1.05 ( - )
	防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置 1.00 ( - )	1.01 ( - )	1.01 ( - )
		撤去 1.01 ( - )	1.03 ( - )	1.05 ( - )
	防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置 1.01 ( - )	1.03 ( - )	1.04 ( - )
		撤去 1.01 ( - )	1.03 ( - )	1.05 ( - )
	防護柵設置工（落石防護柵）	1.00 ( - )	1.01 ( - )	1.02 ( - )
	防護柵設置工（落石防護網）	1.01 ( - )	1.02 ( - )	1.03 ( - )
	道路標識設置工	設置 1.00 ( - )	1.01 ( - )	1.01 ( - )
		撤去・移設 1.01 ( - )	1.03 ( - )	1.04 ( - )
	道路付属物設置工	設置 1.00 ( - )	1.01 ( - )	1.02 ( - )
		撤去 1.01 ( - )	1.03 ( - )	1.05 ( - )
	法面工	1.00 ( - )	1.01 ( - )	1.02 ( - )
	吹付杵工	1.01 ( - )	1.02 ( - )	1.03 ( - )
	鉄筋挿入工（ロックボルト工）	1.01 ( - )	1.02 ( - )	1.03 ( - )
	道路植栽工	植樹 1.01 ( - )	1.03 ( - )	1.05 ( - )
		剪定 1.01 ( - )	1.03 ( - )	1.05 ( - )
公園植栽工		1.01 ( - )	1.03 ( - )	1.05 ( - )
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00 ( - )	1.01 ( - )	1.02 ( - )
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01 ( - )	1.02 ( - )	1.04 ( - )
橋面防水工		1.00 ( - )	1.01 ( - )	1.02 ( - )
薄層カラ一舗装工		1.00 ( - )	1.00 ( - )	1.01 ( - )
グルービング工		1.00 ( - )	1.01 ( - )	1.01 ( - )
軟弱地盤処理工		1.00 ( - )	1.01 ( - )	1.02 ( - )
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00 ( - )	1.01 ( - )	1.01 ( - )

※1 週休 2 日の補正対象は、公共工事設計労務単価（51 職種）、船団長、潜水世話役、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とし、それ以外の労務単価については、補正対象外とする。また、工場製作等に係る労務費についても、補正の対象外とする。

※2 4 週 6 休以上 7 休未満：現場閉所率 21.4%（6/28 日）以上 25.0%未満

※3 4 週 7 休以上 8 休未満：現場閉所率 25.0%（7/28 日）以上 28.5%未満

※4 4 週 8 休以上 : 現場閉所率 28.5%（8/28 日）以上

※5 土木工事標準単価については、現場閉所の達成状況に応じ、物価資料に掲載のある単価の平均値を採用する。

現場閉所率は次式により算出する。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{\text{対象期間内の日数}} \times 100 \text{ (%)}$$

※ 小数点第 2 位を切り捨てる。

※ 対象期間は要領第 3 条による。

## 週休2日交替制モデル工事（技術者及び技能労働者ごとの休日確認資料）(例)

別紙5

工事名：◇◇◇◇◇工事

工期： ◇◇年10月10日～◇◇年1月31日

○：勤務 ●：休日

$$\begin{array}{rcl} \text{休日率(28.5%以上)} & = & \text{休日総数} \div \text{総日数} \\ 0.287 & = & 135 \div 470 \end{array}$$

別紙(参考資料①)

【参考：公共工事設計労務単価(51 職種)】

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水士	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導警備員B

## 土木工事標準工事日数一覧表

(単位：日)

工種 請負対象金額	道路 改良 工事	道路 維持 工事	舗装 工事	河川 工事	河川 維持 工事	海岸 工事	砂防 工事	急傾・ 地すべり 工事
2, 000 (千円)	100	135	65	135	225	105	75	75
5, 000	125	155	85	155	240	125	100	100
8, 000	140	170	100	165	245	140	115	115
10, 000	145	180	105	170	250	145	120	120
15, 000	160	190	120	185	255	160	140	140
20, 000	175	200	130	190	265	170	150	150
30, 000	195	215	145	205	270	185	175	175
50, 000	220	235	175	225	280	205	205	205
70, 000	240	250	190	235	285	220	230	230
100, 000	265	265	215	250	295	235	255	255
150, 000	295	285	245	270	305	255	290	—
200, 000	315	300	270	280	310	270	320	—
300, 000	350	320	305	300	320	295	365	—

(注)－1 端数金額は上位工事日数と案分し、5日（2捨3入）単位とする。

(注)－2 工事日数には、雨天日(10mm／日)及び猛暑日(WBGT31以上)7日が含まれている。

(注)－3 本表の工事日数は、令和6年度土木工事標準積算基準書に基づき、各工事における間接工事費の施工地域区分は、  
 道路改良工事は「一般交通影響有り（2）－2」、道路維持工事及び舗装工事は「一般交通影響有り（2）－1」、  
 河川工事、海岸工事、砂防工事及び急傾・地すべり工事は「一般交通影響なし」を適用し、算出している。を使用  
 し、工事日数を算出している。